

防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱

制定 令和7年12月16日付け7農振第2139号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守るために、流域治水の取組を推進する必要がある。

農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組の一つである水田の雨水貯留機能の強化の取組（以下「田んぼダムの取組」という。）については、周辺や下流域の農地・住宅等の浸水被害リスクの低減を迅速に図ることができることから、その推進を図ることが重要である。

しかしながら、田んぼダムの取組の効果を十分に發揮させるためには、地域の共同活動により維持管理されている農地周りの農業用排水施設の機能が適切に発揮されている必要があることから、その補修・更新等を行う防災・減災対策を加速していく必要がある。

このため、多面的機能支払交付金の枠組みを活用し、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設について、地域の共同活動により行う補修・更新等の防災・減災対策を支援する防災・減災地域共同活動支払交付金（以下「本交付金」という。）を交付する。

(通則)

第2 本交付金による取組については、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号。以下「施行令」という。）及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第14号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

2 本交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(本交付金の基本的考え方)

第3 本交付金の基本的な考え方については、以下のとおりとする。

(1) 国民の理解の増進

地域の共同活動による農地周りの農業用排水施設の防災・減災対策は、国土の保全等の農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながるものである。

このため、本交付金による取組の推進に当たっては、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、本交付金の活動に関して、国民の理解の増進に努めることが必要である。

(2) 国、地方公共団体、関係団体等の連携

本交付金による取組の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切に役割分担を行い、相互に連携を図る必要がある。

特に、本交付金による取組が地域の多様な実態を反映し、その推進に当たりそれぞれの地域が創造性を発揮するためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が緊密な連携の下に一体となって本交付金による取組を推進することが必要である。

(3) 各種施策との連携

本交付金の交付に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等の関連諸制度との調和を図るとともに、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づく経営所得安定対策のほか、次に掲げる施策と連携しつつ、農業の多面的機能の維持・発揮に努めることが必要である。

ア 農業生産基盤の整備に関する施策

イ 農村における環境整備に関する施策

ウ 農産物の生産体質強化、農産物の需要動向に即した生産の誘導に関する施策

エ 遊休農地の解消による優良農地の確保に関する施策

オ 環境保全型農業の推進に関する施策

カ 関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持、農山漁村の活性化に関する施策

キ 國土強靭化に関する施策

(実施体制)

第4 本交付金における国及び地方公共団体の役割については、以下のとおりとする。

(1) 国の役割

国は、地方公共団体、関係団体、農業者、地域住民等に対し、それぞれの役割分担の下、本交付金による取組が適切かつ効率的に行われるよう、支援及び指導を行うこととする。また、本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面支払実施要綱」という。）第3の1に基づいて設置する第三者機関において、多面的機能支払交付金と併せて本交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行うこととする。

(2) 地方公共団体の役割

ア 都道府県知事は、本交付金による地域の取組を効果的に推進するために、別紙2の第1の3に定める本交付金の実施に関する基本方針（以下「要綱基本方針」という。）を策定するとともに、都道府県、市町村のほか、地域の実情に応じ、農業者団体、非営利団体等から構成される推進体制を構築する。なお、多面支払実施要綱第3の2の（1）の規定により構築した推進体制を本交付金における推進体制とみなすことができるものとする。

イ 市町村長は、本交付金による取組が円滑に実施されるよう、法第7条の規定に基

づき別紙1の第5に定める事業実施主体が作成する事業計画（以下「事業計画」という。）を認定する。また、活動の実施状況の確認等を行う。

（事業の内容等）

第5 本交付金は、法第3条第3項第1号ロに掲げる事業として別紙1に基づき田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の補修・更新等の活動に取り組む、多面的機能支払交付金による活動を行う広域活動組織（多面支払実施要綱別紙5に定める広域活動組織をいう。以下同じ。）又は活動組織（多面支払実施要綱別紙6に定める活動組織をいう。以下同じ。）に対して交付される交付金をいう。

（交付事業者及び事業実施主体）

第6 本交付金の交付事業者は、都道府県とし、事業実施主体は、広域活動組織又は活動組織とする。

（交付の対象及び交付率）

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、法第9条第2項及び施行令のほか、別紙1に定めるところにより、活動期間を通して本交付金に係る事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で都道府県に交付する。

2 本交付金の交付率は、定額とする。

（申請手続）

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、本交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。））が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査

の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第11 都道府県知事は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第12 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付金額を増額しようとするとき。
- (2) 事業実施主体を変更しようとするとき。
- (3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第13 交付規則第3条第1号ロの大臣が別に定める軽微な変更は、第12第1項に規定する変更以外の事業内容等の変更とする。

(事業遅延の届出)

第14 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第15 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 都道府県知事は、管内の市町村長（以下「間接交付事業者」という。）が行う交付事業（以下「間接交付事業」という。）に係る交付金（以下「間接交付金」という。）の交付を概算払により受けた場合においては、当該概算払を受けた間接交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業が完了したとき（第12第1項の規定による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第6号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第17 地方農政局長等は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第18 都道府県知事は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があつたこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項の規定に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第19 地方農政局長等は、第12第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の处分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(交付金の経理)

- 第20 都道府県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項及び第21の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 4 本交付金の交付を受けた別紙1の第2に定める対象組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。
- (1) 本交付金は、本交付金以外の事業と区分して経理を行うこと。
 - (2) 本交付金の使用は、別紙1の第5の（2）に定める活動計画書に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。
 - (3) 金銭の出納は、金銭出納簿より行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。

(交付金調書)

- 第21 都道府県知事は、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及

び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による交付金調書を作成しておかなければならぬ。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第22 都道府県知事は、間接交付事業者に本交付金を交付するときは、第12から第14まで、第16及び第18から第21までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、間接交付事業者から第2号アの(イ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(1) 間接交付事業者は、適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従わなければならない。

(2) 間接交付事業者は、第6に定める事業実施主体に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、第12から第14まで、第16及び第18から第20までの規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、間接交付事業者は、事業実施主体からアの(イ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならない。

ア 財産の管理等

(ア) 事業実施主体は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならぬ。

(イ) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

イ 財産の処分の制限

事業実施主体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）（以下「処分制限期間」という。）において、大臣が別に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ間接交付事業者の承認を受けなければならない。

ウ 財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

エ 契約等

(ア) 事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。

ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(イ) 事業実施主体は、(ア)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求ることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(3) 間接交付事業者は、前号イの(ア)の承認をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項第3号の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(委任)

第23 本交付金の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和7年12月16日から施行する。

防災・減災地域共同活動支払交付金に係る事業の実施方法

第1 事業内容

本交付金により行う事業は、対象組織（第2に定める対象組織をいう。以下同じ。）が行う、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の補修・更新等（以下「防災・減災地域共同活動」という。）をいう。ただし、災害時緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に認める場合にあっては、緊急に事業を実施することができるものとする。

なお、流域治水プロジェクトの流域内とは、次に掲げる通知に基づき流域治水プロジェクトが策定されている、又は事業実施年度中に策定される見込みのある水系の流域内をいう。

- (1) 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）
- (2) 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

第2 対象組織

防災・減災地域共同活動の対象組織は、広域活動組織又は活動組織とする。

第3 対象農用地

本交付金の算定の対象は、広域活動組織又は活動組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、防災・減災地域共同活動の効果が発揮される一団の農用地であって、以下に掲げるもの（以下「対象農用地」という。）とする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの
- (2) 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、都道府県知事が要綱基本方針において定める農用地

第4 対象活動

次に掲げる要件を全て満たす活動とする。

- (1) 田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の補修・更新等を行うものであって、第5の（2）に定める活動計画に基づくものであるこ

と。

- (2) 対象組織の防災・減災地域共同活動の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定めるところにより国が定める活動指針及び活動要件を満たすものであること。
- (3) 対象組織の防災・減災地域共同活動の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県が策定する指針（以下「地域活動指針」という。）及び地域活動指針に定める要件（国が定める活動指針に基づき定める要件を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、都道府県が定める要件をいう。）を満たすこと。

第5 対象組織の活動の実施等

市町村長が本交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 事業計画

対象組織は、防災・減災地域共同活動に係る次に掲げる事項を定めた事業計画書を作成するものとする。ただし、多面支払実施要綱別紙2の第5の1の規定により対象組織が作成した事業計画がある場合は、これを本交付金の事業計画書とみなすことができる。この場合、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項は防災・減災地域共同活動に関する事項と読み替えるものとする。

ア 目標

イ 事業の内容

ウ 実施期間

エ 対象組織の構成員

(2) 活動計画

対象組織は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、これを事業計画書に添付するものとする。

ア 組織の名称及び所在地

イ 活動期間

ウ 交付金額

エ 位置図

オ 実施計画

カ 保全管理する区域内に存在する集落数

キ その他必要な事項

(3) 防災・減災整備計画

防災・減災地域共同活動を実施しようとする対象組織は、国が定める活動要件に加えて地域活動指針において定められた要件に該当する活動を実施する場合には、当該活動について防災・減災整備計画書を作成し、これを事業計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。

なお、対象組織が多面支払実施要綱別紙2第5の4の規定に基づき長寿命化整備計

画書を作成しており、本交付金の実施に際して変更のない場合は防災・減災整備計画書の添付を省略することができる。

(4) 事業計画の認定

ア 対象組織の代表者は、防災・減災地域共同活動を開始しようとするときは、(1)に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。

ただし、対象組織が多面的機能支払交付金に係る事業を実施している場合は、(ア)、(イ)及び(ウ)を提出するものとする。

(ア) (2) に定める活動計画書

(イ) 広域活動組織にあっては、多面支払実施要綱別紙2第5の3に定める広域協定書及び多面支払実施要綱別紙5の第6に定める運営委員会規則

(ウ) 活動組織にあっては、多面支払実施要綱別紙6の第3に定める活動組織規約

(エ) 土地改良区その他市町村以外の者が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う対象組織にあっては、当該所有者又は管理者との工事に関する確認書（対象組織が多面支払実施要綱別紙2第5の5の(1)の力に基づき提出した確認書に本交付金の実施に際して変更のない場合は提出を省略することができる。）

(オ) (3) に該当する対象組織にあっては、(3) に定める防災・減災整備計画書

イ 市町村長又は多面支払実施要綱別紙4に定める推進組織（以下「推進組織」という。）の長は、アにより提出のあった事業計画書を審査するものとする。市町村長は、審査の結果に基づき、当該対象組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、事業計画を認定し、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

ウ 市町村長は、対象組織の代表者からアの(オ)により提出された防災・減災整備計画書に定められた活動について、都道府県知事が策定する地域活動指針において定められた要件のうち、都道府県知事との協議を求める要件に該当する場合には、当該活動の内容について都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

エ 市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

オ 法第7条第3項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設について防災・減災地域共同活動を実施するため、事業計画に当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について都道府県知事（当該土地改良施設を土地改良区等が管理している場合にあっては、当該土地改良区等を含む。）の同意を得なければならない。

(5) 事業計画の変更

ア 対象組織は、(4) により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、(4) の手続に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、他の事項の変更については、市町村長への届出を行うものとする。変更認定申請は、変更が生じた事業計画書に(4) のアのうち、変更が生じた書類を添え、市町村長に提出するものとする。

(ア) 第5の活動を行う対象農用地面積の変更

(イ) 対象施設の変更

(ウ) 対象組織の変更

(エ) 活動の追加、中止又は廃止

(オ) 活動期間の延長

イ 対象組織は、(3)に定める防災・減災整備計画書について、次に定める事項の変更が生じた場合には、アにかかわらず、変更内容を記載した防災・減災整備計画書を市町村長に提出して市町村長の認定を受けるものとし、その他の変更については、市町村長への届出を行うものとする。

(ア) 国が定める活動要件に加えて地域活動指針において定められた要件に該当する活動の追加

(イ) 工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

ウ 市町村長又は推進組織の長は、対象組織から事業計画の変更認定について申請があった場合は、変更内容を審査するものとする。市町村長は、審査の結果に基づき、変更内容が適当であると認めるときは、事業計画の変更の認定をし、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

エ 市町村長は、イにより対象組織から防災・減災整備計画の変更認定について申請があった場合には、(4)のウの手続に準じて都道府県知事の同意を得るものとする。

オ 市町村長は、事業計画の変更を認定したときには、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

(6) 活動の実施

ア 対象組織は防災・減災地域共同活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

(ア) 対象組織は、防災・減災地域共同活動を実施しようとするときは、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。

ただし、多面的機能支払交付金の資源向上活動において防災・減災地域共同活動の内容について実施方法を決定している場合は、その限りではない。

(イ) 対象組織は、防災・減災地域共同活動を実施する場合には、活動の対象とする施設の種類、規模や補修又は更新等の内容に応じて、施設の管理者等が求める基準等に沿って、設計、施工管理等を行うこと。

(ウ) 対象組織は、防災・減災地域共同活動を実施する場合には、活動の内容に応じて、専門的技術を有する者の助言を得て活動を実施すること。

(エ) 対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。

(オ) 対象組織は、防災・減災地域共同活動を実施する際に新たな環境負荷が生じないよう、環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組むこと。

ただし、多面的機能支払交付金に係る事業を実施している対象組織は、多面支払実施要綱別紙1の第5の4の(1)のエ又は別紙2の第5の5の(1)のクの

規定により環境負荷低減のチェックシートの提出を行うことから、本事業における環境負荷低減のチェックシートの提出を省略することができる。

イ 認定の対象となる農用地に、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象組織は、活動計画書に位置付けた防災・減災地域共同活動の実施に当たっては、防災・減災地域共同活動交付金により行うものとする。

（7）実施状況の報告

ア 活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

イ 広域活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、多面支払実施要綱別紙5の第5の広域協定参加者からの活動報告の確認を行った上で、これを取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

（8）実施状況の確認

市町村長は、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

第6 交付額の算定

1 交付額の考え方

対象組織への本交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、2に規定する地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乘じて得た金額に相当する金額の合計とする。

2 交付単価

（1）対象組織への防災・減災地域共同活動に対する国の交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの②の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施しない対象組織にあっては、当該単価に5／6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乘じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、多面支払実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に100万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

ただし、本交付金の対象組織が令和6年度に多面的機能支払交付金の資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への防災・減災地域共同活動に対する国の交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、（3）に掲げる表中の地目及び区分ごとの②の交付単価の欄に定める単価（多面支払実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5／6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乘じて得た金額に相当する金額の合計とする。

（2）本交付金の上限額は、同表中の①の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施し

ない対象組織にあっては、当該単価に5／6を乗じて得た額)をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

ただし、令和6年度に多面的機能支払交付金の資源向上活動(長寿命化)を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への防災・減災地域共同活動に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、

(3)に掲げる表中の地目及び区分ごとの①の交付単価の欄に定める単価(多面支払実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5／6を乗じて得た額)をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、多面支払実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

- (3) 対象組織の防災・減災地域共同活動を実施するために必要な金額が、(2)に規定する交付金の上限額未満の場合、当該対象組織に対する交付金のうち国の助成は、当該交付額全体に0.5を乗じて得た額とする。

地 目	区 分	①防災・減災地域共同活動支払交付金の10アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	4, 400円	2, 200円
	北海道	3, 400円	1, 700円
畑	都府県	2, 000円	1, 000円
	北海道	600円	300円
草 地	都府県	400円	200円
	北海道	400円	200円

3 国土強靭化地域計画と重点化

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)第13条により定められた国土強靭化地域計画に明記された事業(国土強靭化地域計画に交付・補助対象事業の施設等が特定できるよう、個別事業の事業名と箇所名等が明記されている事業をいう。)に対して重点配分する。

なお、令和8年3月交付申請分までは、国土強靭化地域計画に基づく事業(国土強靭化地域計画の記載では交付・補助対象となる事業の施設等の特定はできないものの、地域計画で当該事業にかかる施策の取組・推進等が確認できる事業をいう。)に対しても重点配分する。

第7 助成措置

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、対象組織が当該年度において本交付金の交付に要する経費（第6の1の規定により算定された額の合計額をいう。）について、助成する。

なお、地方公共団体の負担額に対しては、所要の地方財政措置が講じられている。

第8 事業の実績等の報告

1 事業実績の報告

- (1) 市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を地方農政局長等に報告するものとする。

2 実施状況の報告

- (1) 市町村長は、第5の(8)に規定する実施状況の確認結果について、必要に応じて対象組織に通知するものとする。
- (2) 市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業計画に位置付けられた事業の実施状況等について取りまとめの上、都道府県知事に報告するものとする。
- (3) 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、(2)の報告を取りまとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。

第9 交付金の返還

1 対象活動の要件の不適合等

- (1) 市町村長は、本交付金が、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出された交付金に相当する金額の返還を求めるものとする。
- (2) 市町村長は、対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該農用地部分に相当する交付金を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (3) 市町村長は、事業計画に位置付けられた農業用排水施設が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該施設の保全管理に係る全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (4) 市町村長は、対象組織が第2に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該要件に基づき交付される全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

2 対象農用地面積の減少

対象農用地が転用等により減少した場合、市町村長は対象組織に対して交付した交付金のうち当該対象農用地部分に相当する交付金を事業計画の認定年度に遡って返還する

ものとする。

ただし、本交付金以外の事業の活用により対象施設が減少することに伴って、当該交付金の対象農用地面積が減少した場合は、この限りではない。

3 事業計画の不備による過大交付

対象組織の代表者が作成し、市町村長が認定した事業計画の内容に誤りがあり、その結果、本来受け取るべき交付金の額を超えた額を受領した場合は、市町村長は対象組織に対して交付した交付金のうち本来交付すべき交付金の額を超えた額を対象となる事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

4 市町村長による対象組織への指導

市町村長は、対象組織が本交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、事業計画に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

(別紙2)

防災・減災地域共同活動支払交付金に係る基本方針等の策定

第1 基本方針及び促進計画の策定

1 法基本方針の策定

(1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、法第5条の規定に基づき、大臣が定める基本指針に則して次に掲げる事項を内容とする基本方針（以下「法基本方針」という。）を策定するものとする。

ア 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

イ 防災・減災地域共同活動支払の取組の実施を推進すべき区域の基準

ウ 促進計画の作成に関する事項

エ その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

(2) 都道府県知事は、法基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、地方農政局長等に協議し、同意を得るものとする。

(3) 都道府県知事は、法基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、関係市町村に通知し、また、地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 多面支払実施要綱別紙3の第1の1の規定により策定した法基本方針は本交付金の法基本方針とみなすことができるものとする。なお、この場合、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項は防災・減災地域共同活動に関する事項と読み替えるものとする。

2 法に基づく促進計画の作成

(1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする市町村長は、法第6条の規定に基づき、1の法基本方針に即して次に掲げる事項を内容とする促進計画を作成するものとする。

ア 促進計画の区域

イ 促進計画の目標

ウ 促進計画の区域内においてその実施を推進する事業に関する事項

エ 促進計画の区域内において特に重点的に防災・減災地域共同活動支払の取組の実施を推進する区域（定める場合）

オ その他促進計画の実施に関し、市町村長が必要と認める事項

(2) 市町村長は、促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、同意を得るものとする。

(3) 市町村長は、促進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、都道府県知事に当該促進計画の写しを送付するものとする。

(4) 多面支払実施要綱別紙3の第1の2の規定により作成した促進計画を本交付金の促進計画とみなすことができるものとする。なお、この場合、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項は防災・減災地域共同活動に関する事項と読み替えるものとする。

3 要綱基本方針の策定

- (1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、管内の市町村長等と協議の上、本交付金による取組の円滑な実施を図るために、次に掲げる事項を内容とする要綱基本方針を策定するものとする。
- ア 本交付金による取組の推進に関する基本的考え方
- イ 本付金に関する事項
- (ア) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
- (イ) 交付単価
- (ウ) 交付金の算定の対象とする農用地
- ウ 地域の推進体制
- エ その他
- (2) 都道府県知事は、要綱基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、当該基本方針のうち（1）のイ及びウ（地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担に関する事項に限る。）に関する事項について、地方農政局長等の同意を得るものとする。
- (3) 都道府県知事は、要綱基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- (4) 多面支払実施要綱第3の2の規定により策定した要綱基本方針に資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項について定めている場合は、これを本交付金における要綱基本方針とみなすことができるものとする。なお、この場合、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項は防災・減災地域共同活動に関する事項と読み替えるものとする。

第2 事業実施計画の策定等

- 1 都道府県知事は、市町村長に交付金を交付しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施計画を変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 市町村長は、対象組織に交付金を交付しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施計画を策定し、都道府県知事に提出するものとする。
- 4 市町村長は、事業実施計画を変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。